

令和 8 年 4 月 2 日

## 懲戒処分の公表について

松阪地区広域消防組合

令和 8 年 4 月 1 日付けで地方公務員法第 29 条に規定する懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

### 1 事案の概要

被処分者は、令和 4 年 9 月に住居侵入・強盗罪で起訴され、一審は無罪となったが、二審では懲役 4 年の判決を受け上告し裁判が係属していた。

令和 8 年 3 月 31 日付けで最高裁判所は上告を棄却し、二審の判決を支持する旨の決定があったものである。

### 2 処分内容等

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 被 処 分 者 | 消防本部総務課付主任<br>消防士長 川口貴広 (39 歳、男性)                         |
| (2) 処分の内容   | 免職  |
| (3) 処分の理由   | 地方公務員法に規定する以下の懲戒処分に該当するため<br>・法令違反<br>・全体の奉仕者としてふさわしくない非行 |
| (4) 処分年月日   | 令和 8 年 4 月 1 日  |

### 3 消防長コメント

住民の信頼を裏切る重大な事態を重く受け止め、深くお詫び申し上げます。今後は、全職員で服務規律の徹底と信頼回復に全力で取り組んでまいります。